

評価委員会と関係機関との相関図

評価委員会の業務

- 【法人の業務実績に関する評価】**
- 各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 28①）
 - 中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 30①）
 - 評価結果の法人に対する通知、業務運営の改善その他の勧告（§ 28③・§ 30③）
 - 評価結果の知事に対する報告及び公表（§ 28④・§ 30③）
- 【知事への意見】**
- 中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（§ 31②）
 - 知事が法人の業務方法書を認可する際の意見（§ 22③）
 - 知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見（§ 25③）
 - 法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見（§ 26③）
 - 知事が法人の財務諸表を承認する際の意見（§ 34③）
 - 法人が剰余金を剰余金の使途へ充てることを知事が承認する際の意見（§ 40⑤）
 - 法人が積立金を次期中期目標期間の業務の財源へ充てることを知事が承認する際の意見（§ 40⑤）
 - 法人が限度額を超えて短期借入金をすることを知事が承認する際の意見（§ 41④）
 - 法人が短期借入金の借換をすることを知事が認可する際の意見（§ 41④）
 - 法人が重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見（§ 44②）
- 【意見の申出】**
- 法人が知事に届け出た役員の報酬等の支給基準に係る知事に対する意見の申出（§ 56①）

県議会

③ 中期目標の議決（§ 25③）

知事⇒県議会

- ⑭ 各事業年度における業務実績の評価結果の報告（§ 28⑤）
- ⑮ 業務運営の改善等の勧告の報告（§ 28⑤・§ 30③）
- ⑯ 中期目標に係る事業報告書の報告（§ 29②）
- ⑰ 中期目標期間の業務実績の評価結果の報告（§ 30③）

知事

広島県公立大学法人評価委員会
〈§ 11③〉

認証評価機関
〈学校教育法 § 69 の 4〉

評価委員会⇒知事

- ① 知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見（§ 25③）
- ⑥ 法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見（§ 26③）
- ⑬ 評価結果の知事に対する報告及び公表（§ 28④・§ 30③）
- ⑮ 財務諸表を知事が承認する際の意見（§ 34③）
- ⑰ 中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（§ 31②）

知事⇒法人

- ② 中期目標について法人の意見を聴き、当該意見に配慮（§ 78③）
- ④ 中期目標の指示・公表（§ 25①）
- ⑦ 中期計画の認可（§ 26①）
- ⑨ 中期計画の変更命令（§ 26④）
- ⑫ 財務諸表の承認（§ 34①）

法人⇒知事

- ⑤ 中期目標に基づき中期計画を作成（§ 26①）
- ⑧ 中期計画の公表（§ 26⑤）
- ⑩ 財務諸表の公告（§ 34④）
- ⑱ 中期目標に係る事業報告書の提出（§ 29①）

評価委員会⇒法人

- ① 各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 28①②）
 - ② 評価結果の法人に対する通知、業務運営の改善その他の勧告（§ 28③・§ 30③）
 - ③ 中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価（§ 30①②）
- （認証評価機関の教育・研究の状況の評価を踏まえて評価を行う（§ 79））

評価結果の活用

法人業務改善の指針
次期中期目標・計画への反映

認証評価機関⇒大学

⑳ 大学は7年以内に認証評価機関による評価を受ける（学校教育法 § 69 の 3②）

法人⇒評価委員会

- ⑩ 各事業年度に係る業務の実績について評価委員会の評価を受ける（§ 28①）

公立大学法人 県立広島大学